

## 資料室

## 【資料1】 県内公立高校の校則見直し状況

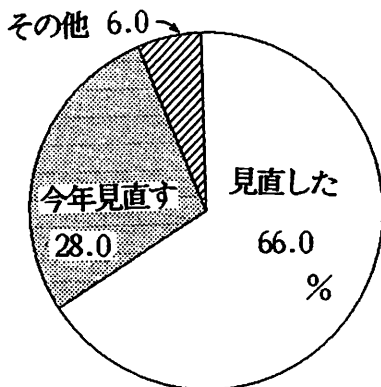
- (1) 1983年から89年までの7年間に校則の見直しをした全日制公立高校(100校中)の数は66校。90年度には新たに28校が見直しをきめている。

見直した主な項目は、

- ①「服装」(制服、ソックス、靴など、51校=77.3%)
- ②「交通関係」(バイクの免許取得、44校=66.7%)

が最も多く、次いで「身だしなみ」、「アルバイト」、「校外生活」となっている。

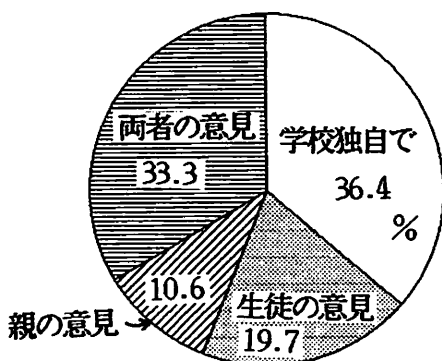
## 校則の見直し状況



- (2) 見直しに際しては、

- ①「学校独自で行った」ケースが24校(36.4%)
  - ②「生徒と保護者両方の意見を取り入れた」ケースが22校(33.3%)
  - ③「生徒の意見を取り入れた」ケースが13校(19.7%)
  - ④「保護者の意見を取り入れた」ケースが7校(10.6%)
- となっている。

## 見直しのケース



※県教育委員会調査(1990.11.22『新潟日報』夕刊をもとに編集部でグラフを作成)

【資料2】 当県における児童生徒の登校拒否

表1 登校拒否児童生徒の状況(文部省学校基本調査)  
(1) 小学校

区分	登校拒否児童数		児童総数に対する割合		指数	
	当県	全国	当県	全国	当県	全国
59	69人	3,976人	0.03%	0.03%	138	140
60	88	4,071	0.04	0.04	176	144
61	106	4,407	0.05	0.04	212	156
62	165	5,293	0.07	0.05	330	187
63	205	6,291	0.10	0.06	410	222
元	262	7,179	0.13	0.07	524	254

(2) 中学校

区分	登校拒否生徒数		生徒総数に対する割合		指数	
	当県	全国	当県	全国	当県	全国
59	422人	26,215人	0.38%	0.38%	401	340
60	460	27,926	0.41	0.47	438	362
61	475	29,673	0.41	0.49	452	385
62	570	32,748	0.49	0.54	543	425
63	632	36,110	0.55	0.61	602	469
元	753	40,087	0.67	0.71	717	520

表3 当県における児童生徒の登校拒否の態様(元年度文部省調査)

区分	小学校	中学校	計
学校生活に起因する型	① 14人 (5.3%)	① 101人 (13.5%)	① 115人 (11.4%)
あそび・非行型	2 (0.8%)	⑤ 54 (7.2%)	⑤ 56 (5.5%)
無気力型	② 60 (22.9%)	② 200 (26.6%)	② 260 (25.6%)
不安定な情緒的状況型	① 134 (51.1%)	① 256 (34.0%)	① 390 (38.5%)
意図的な拒否の型	⑤ 4 (1.5%)	33 (4.4%)	37 (3.6%)
複合型	③ 46 (17.6%)	③ 107 (14.2%)	③ 153 (15.1%)
その他	2 (0.8%)	1 (0.1%)	3 (0.3%)
計	262 (100%)	752 (100%)	1,014 (100%)

(注1) 態様の分類は、教育センター等の客観的な判定(診断)を参考にし、現在又は登校拒否の状態であった期間のうち最も現在に在りときの法廷によって学校が行ったものである。  
(注2) 丸付き数字は、順位を示す。

表2 当県における児童生徒の登校拒否に陥った直接のきっかけ

(元年度文部省調査)

区分	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
1 友人関係をめぐる問題	35人 (13.4%)		202人 (26.9%)	
2 教師との関係をめぐる問題	8 (3.1%)		12 (1.6%)	
3 学業の不振	24 (9.2%)	①	124 (16.5%)	①
4 クラブ活動、部活動等への不適応	4 (1.5%)	⑧ 88人 (33.6%)	17 (2.3%)	③ 393人 (52.3%)
5 学校のまより等をめぐる問題	3 (1.1%)		9 (1.2%)	
6 入学、転編入学、退学時の不適応	14 (5.3%)		29 (3.8%)	
7 家庭の生活環境の急激な変化	17 (6.5%)		57 (7.6%)	
8 親子関係をめぐる問題	55 (21.0%)	② 84 (32.1%)	58 (7.7%)	② 157 (20.9%)
9 家庭内の不和	12 (4.6%)		42 (5.6%)	
10 病気による欠席	26 (9.9%)		51 (6.8%)	
11 その他本人にかかわる問題	6 (2.3%)		1 (0.1%)	
12 その他	1 (0.4%)	④ 1 (0.4%)	1 (0.1%)	④ 1 (0.1%)
13 不明	57 (21.7%)		③ 57 (21.7%)	③ 149 (19.8%)
計	262 (100%)		262 (100%)	752 (100%)

(注1) 本調査では具体例を次のように示した。  
1 友人関係をめぐる問題……いじめ、けんか等  
2 教師との関係をめぐる問題……教師の強いしっく、注意等  
3 学業の不振……成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等  
4 家庭の生活環境の急激な変化……父親の専任、母親の就労等  
5 親子関係をめぐる問題……親のしっく、親の自責、怒りへの反発等  
6 家庭内の不和……両親の不和、祖母と母親の不和など本人にかかわらないもの  
(注2) 丸付き数字は、順位を示す。

表4 当県における「指導の結果登校するようになった児童生徒に特に効果のあった学校の措置

(元年度文部省調査)

区分	小学校	中学校
1 登校拒否の問題について、経験会や事例研究会等を通じて全教師の共通理解を図った。	32校 (21.3%)	55校 (33.1%)
2 すべての教師が当該児童生徒に接し合いを多くするなど、学校全体で指導に当たった。	17 (11.3%)	22 (19.3%)
3 教育相談担当の教師が専門的に指導に当たった。	6 (4.0%)	21 (12.7%)
4 友人関係を改善するための指導を行った。	27 (18.0%)	49 (29.5%)
5 教師との接し合いを多くするなど、教師との関係を改善した。	29 (19.3%)	54 (32.5%)
6 授業方法の改善、個別の指導など、授業が分かるようにする工夫を行った。	6 (4.0%)	19 (11.4%)
7 様々な活動の場において、本人が意欲をもって活動できる場を用意した。	19 (12.7%)	18 (10.8%)
8 保護室など特別の場所に登校させて指導に当たった。	17 (11.3%)	42 (25.3%)
9 登校を促すため、電話をかけた、迎えに行くなどした。	22 (14.7%)	55 (33.1%)
10 家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。	46 (30.7%)	114 (68.7%)
11 保護者の協力を求め、家庭関係や家庭生活の改善を図った。	40 (26.7%)	66 (39.8%)
12 教育センター等相談機関と連携して指導に当たった。	30 (20.0%)	45 (27.1%)
13 病院等の治療機関と連携して指導に当たった。	12 (8.0%)	16 (9.6%)
14 その他	0	1 (0.6%)
元年度登校拒否児童生徒在籍公立学校数	150	166

(注1) 調査は複数回答とした。  
(注2) ( ) 内は、元年度登校拒否児童生徒在籍公立学校数に対する割合を示す。

※県教育委員会義務教育課資料による  
(『教育月報』No.485)

## 【資料3】

## 市町村別青少年人口等

市町村名	総人口	青少年人口 (10~24歳)	青少年比率 (%)	少年人口 (6~19歳)	少年非行数 (刑法犯少年)	非行少年比率 (1,000人対比)
県計	2,479,435	785,140	31.7	486,588	5,103	10.5
市計	1,594,503	519,104	32.6	318,913	3,752	11.8
町村計	884,932	266,036	30.1	167,675	1,266	7.6
市(20)						
1 新潟市	485,092	146,871	30.3	97,078	1,611	16.6
2 長岡市	185,056	61,386	33.2	37,526	382	10.2
3 上越市	130,815	42,864	32.8	26,772	175	6.5
4 三条市	86,049	28,583	33.2	17,772	228	12.8
5 柏崎市	88,144	26,442	30.0	16,172	173	10.7
6 新発田市	77,878	24,618	31.6	15,290	120	7.8
7 新津市	64,091	20,389	31.8	12,865	125	9.7
8 小千谷市	43,777	13,540	30.9	8,508	88	10.3
9 加茂市	35,073	11,100	31.6	7,010	78	11.1
10 十日町市	46,744	14,409	30.8	9,551	64	6.7
11 見附市	43,045	13,994	32.5	8,809	112	12.7
12 村上市	32,466	9,690	29.8	6,391	65	10.2
13 燕市	44,183	14,695	33.3	9,038	106	11.7
14 栃尾市	28,361	8,436	29.7	5,548	78	14.1
15 糸魚川市	34,654	9,728	28.1	6,289	27	4.3
16 新井市	28,500	8,619	30.2	5,280	38	7.2
17 五泉市	39,675	12,973	32.7	8,222	99	12.0
18 両津市	19,640	4,922	25.1	3,315	24	7.2
19 白根市	35,431	11,686	33.0	7,092	67	9.4
20 豊栄市	45,829	16,209	35.4	10,385	92	8.9
北蒲原郡(10)						
21 安田町	10,555	3,422	32.4	2,109	27	12.8
22 京ヶ瀬村	7,876	2,542	32.3	1,517	41	27.0
23 水原町	20,103	6,527	32.5	4,148	66	15.9
24 笹神村	10,062	3,056	30.4	1,882	27	14.3
25 豊浦町	10,348	3,071	29.7	1,858	6	3.2
26 登籠町	12,398	4,189	33.8	2,496	14	5.6
27 加治川村	7,674	2,346	30.6	1,401	10	7.1
28 兼雲寺町	8,221	2,636	32.1	1,596	5	3.1
29 中桑町	28,741	9,404	32.7	5,872	64	10.9
30 黒川村	6,626	1,935	29.2	1,180	8	6.8
中蒲原郡(4)						
31 小須賀町	10,182	3,220	31.6	1,985	11	5.5
32 村松町	22,096	6,792	30.7	4,290	30	7.0
33 横越村	9,444	3,203	33.9	1,964	14	7.1
34 亀田町	29,833	10,032	33.7	6,358	79	12.4
西蒲原郡(11)						
35 岩室村	10,108	3,107	30.7	1,967	21	10.7

市町村名	総人口	青少年人口 (10~24歳)	青少年比率 (%)	少年人口 (6~19歳)	少年非行数 (利法犯少年)	非行少年比率 (1,000人対比)
36 弥彦村	8,233	2,741	33.3	1,708	21	12.3
37 分水町	15,840	5,056	31.9	3,196	24	7.5
38 吉田町	24,138	8,117	33.6	5,076	52	10.2
39 巻町	29,037	9,580	33.0	6,009	77	12.8
40 西川町	11,325	3,678	32.5	2,272	39	17.2
41 黒埼町	22,914	7,930	34.6	4,874	44	9.0
42 味方村	5,036	1,506	29.9	894	9	10.1
43 海東村	6,177	1,905	30.8	1,157	12	10.4
44 月潟村	3,878	1,209	31.2	709	2	2.8
45 中之口村	6,609	2,139	32.4	1,255	10	8.0
南蒲原郡(4)						
46 田上町	12,543	4,038	32.2	2,643	26	9.8
47 下田村	12,691	3,995	31.5	2,475	40	16.2
48 栄町	11,714	3,855	32.9	2,361	16	6.8
49 中之島町	12,117	3,903	32.2	2,359	9	3.8
東蒲原郡(4)						
50 津川町	5,886	1,480	25.1	1,017	10	9.8
51 鹿瀬町	3,342	707	21.2	500	4	8.0
52 上川村	3,716	905	24.4	584		
53 三川村	4,589	1,138	24.8	676	5	7.4
三島郡(6)						
54 越路町	14,275	4,390	30.8	2,830	16	5.7
55 三島町	6,948	1,961	28.2	1,229	16	13.0
56 厚板町	7,394	2,313	31.3	1,495	12	8.0
57 和島村	5,430	1,594	29.4	1,014	5	4.9
58 出雲崎町	6,504	1,613	24.8	1,036	8	7.7
59 寺泊町	13,186	3,862	29.3	2,286	12	5.2
古志郡(1)						
60 山古志村	2,935	782	26.6	539	3	5.6
北魚沼郡(7)						
61 山内町	6,365	1,981	31.1	1,291	18	13.9
62 堀之内町	10,479	3,225	30.8	2,048	16	7.8
63 小出町	12,989	4,061	31.3	2,494	18	7.2
64 滝之谷村	6,559	2,036	31.0	1,254	4	3.2
65 広神村	9,476	2,795	29.5	1,784	25	14.0
66 守門村	5,725	1,565	27.3	982	4	4.1
67 入広瀬村	2,496	612	24.5	400	1	2.5
南魚沼郡(4)						
68 湯沢町	9,842	2,999	30.5	1,821	4	2.2
69 堀沢町	20,712	6,114	29.5	3,964	15	3.8
70 六日町	28,791	9,106	31.6	5,715	22	3.8
71 大和町	15,464	4,984	32.2	3,062	10	3.3
中魚沼郡(3)						
72 川西町	8,943	2,517	28.1	1,674	8	4.8
73 津南町	13,179	3,383	25.7	2,125	5	2.4
74 中里村	6,631	1,812	27.3	1,172	3	2.6

市町村名	総人口	青少年人口 (0~24歳)	青少年比率 (%)	少年人口 (6~19歳)	少年非行数 (刑法犯少年)	非行少年比率 (1,000人対比)
刈羽郡(4)						
75 高柳町	3,132	657	21.0	442	1	2.3
76 小国町	8,427	2,206	26.2	1,353	8	5.9
77 刈羽村	5,572	1,557	27.9	959	4	4.2
78 西山町	7,838	2,129	27.2	1,357	4	2.9
東頸城郡(6)						
79 安塚町	4,793	1,242	25.9	810	4	4.9
80 浦川原村	4,621	1,324	28.7	797	2	2.5
81 松代町	5,405	1,203	22.3	869		
82 松之山町	3,867	841	46.0	617	1	1.6
83 大島村	3,143	764	24.3	495	1	2.0
84 牧村	3,748	917	24.5	573	3	5.2
中頸城郡(10)						
85 柿崎町	13,045	3,881	29.8	2,510	8	3.2
86 大潟町	11,269	3,644	32.3	2,275	12	5.3
87 頸城村	8,371	2,657	31.7	1,650	21	12.7
88 吉川町	6,264	1,774	28.3	1,182	5	4.2
89 妙高高原町	7,143	2,059	28.8	1,402	5	3.6
90 中郷村	5,744	1,639	28.5	1,058	5	4.7
91 妙高村	5,700	1,610	28.2	989	3	3.0
92 板倉町	8,354	2,300	27.5	1,433	4	2.8
93 清里村	3,329	957	28.7	617	4	6.5
94 三和村	6,439	1,910	29.7	1,168	12	10.3
西頸城郡(3)						
95 名立町	4,004	1,028	25.7	635	2	3.1
96 能生町	12,402	3,415	27.5	2,240	9	4.0
97 青海町	11,207	3,019	26.9	2,060	9	4.4
岩船郡(6)						
98 関川村	8,164	2,286	28.0	1,376	6	4.4
99 荒川町	11,448	3,576	31.2	2,296	29	12.6
100 神林村	11,336	3,298	29.1	2,086	8	3.8
101 朝日村	13,125	3,742	28.5	2,338	4	1.7
102 山北町	8,815	2,308	26.2	1,526	6	3.9
103 栗島浦村	478	90	18.8	57		
佐渡郡(9)						
104 柑川町	11,258	2,786	24.7	1,856	11	5.9
105 佐和田町	10,204	2,833	27.8	1,862	10	5.4
106 金井町	7,656	2,108	27.5	1,320	2	1.5
107 新穂村	5,050	1,220	24.2	795	1	1.3
108 畑野町	5,709	1,264	22.1	881	6	6.8
109 真野町	6,775	1,633	24.1	1,105	1	0.9
110 小木町	4,262	1,087	25.5	789	1	1.3
111 羽茂町	4,974	1,198	24.1	779	1	1.3
112 赤泊村	3,486	805	23.1	515	5	9.7

※新潟県青少年総合対策本部 89年度